機器設備使用申請書

　　年　　月　　日

　千葉県産業支援技術研究所長 様

千葉県産業支援技術研究所使用規則第２条第２項の規定により、次のとおり機器設備の使用を申請します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請者 | （ふりがな）  住所又は所在地 | | 〒 | | | | |
| （ふりがな）  氏名又は名称及び法人にあっては、代表者の氏名 | |  | | | | |
| 企業概要 | 資本金 | | 万円 | | 従業員数 | | 人 |
| 業種  （主な製品） | |  | | | | |
| 使用者 | （ふりがな）  氏名 | |  | | | | |
| ＴＥＬ |  | | ＦＡＸ | |  | |
| 使用機器設備名及び数量 | ① | | | | | | |
| ② | | | | | | |
| ③ | | | | | | |
| 使用期間及び使用時間 | ① 　　　　年　　月　　日～　　　　年　　月　　日（　　　時間） | | | | | | |
| ② 　　　　年　　月　　日～　　　　年　　月　　日（　　　時間） | | | | | | |
| ③ 　　　　年　　月　　日～　　　　年　　月　　日（　　　時間） | | | | | | |
| 使用目的 |  | | | | | | |

□申請にあたっては「千葉県産業支援技術研究所機器設備使用要領」を必ずお読みください。

□機器設備の使用にあたっては研究所職員の指示に従ってください。

□機器設備の使用中における機器等の損傷が使用者の責に帰すべき事由によるときは、使用者の責任において機器等の修理又は損害の補償をしていただきます。

□使用者の使用中の災害補償については、使用者が属する関係機関又は使用者が対処し、県はその災害について補償することはできません。